山口市消防団防災学習・災害活動車等の出動等申請手順

①山口市消防団防災学習・災害活動車等運用要綱の確認

・申し込みや利用にあたってのルールを定めたものです。

②予約状況の確認

　　・市消防本部警防課に空き状況を御確認ください。使用可能であれば申請手続きと

なります。

③申請手続き

　　・使用申請書（運用要綱様式第１号）に必要事項を記載、提出してください。

　　　※提出期間は、原則出動希望日の6か月前から1か月前までとなります。

　　　※防災学習車等の運転、操作は団員等が行います。派遣分団等があれば記載して

ください（運用要綱第４条）。

※現場責任者、安全管理員等の選定が必要となります。（運用要綱第５条）

　　　※防災学習車等の使用は無償です。

④使用承認

　　・使用承認（不承認）通知書（運用要綱様式第２号）にて、通知します。

　　　※運転、操作する団員等の責任者を指名します。

　　　※主催者は現場責任者、安全管理員及び運転、操作する団員等と、事前に取扱い

　　　　や安全確認について打ち合わせを実施し、安全管理の徹底を図ってください。

⑤返却

　　・防災学習車等の使用状況を確認後、使用状況表（運用要綱様式第３号）を添

えて返却してください。

お問い合わせ

〒753-0089　山口市亀山町2番1号

山口市消防本部　警防課　消防団担当

TEL ：083-932-2202

FAX ：083-932-2003

MAIL：shobodan@119ymg.jp